

**〈議案第 1 号〉滝川都市計画
ガス供給施設の決定について**

都市計画決定の理由書

1. 案件名

滝川都市計画ガス供給施設の決定（滝川市決定）

2. 都市計画決定の目的

避難所となる公共施設へのガス供給を行うなど、公益性の高い施設であることから都市施設として決定する。

3. 都市計画決定の内容

滝川都市計画ガス供給施設に、「新町3丁目ガス供給施設」を決定する。

滝川都市計画ガス供給施設の決定（滝川市決定）

都市計画ガス供給施設に新町3丁目ガス供給施設を次のように決定する。

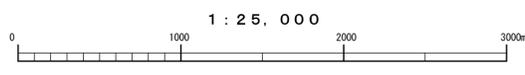
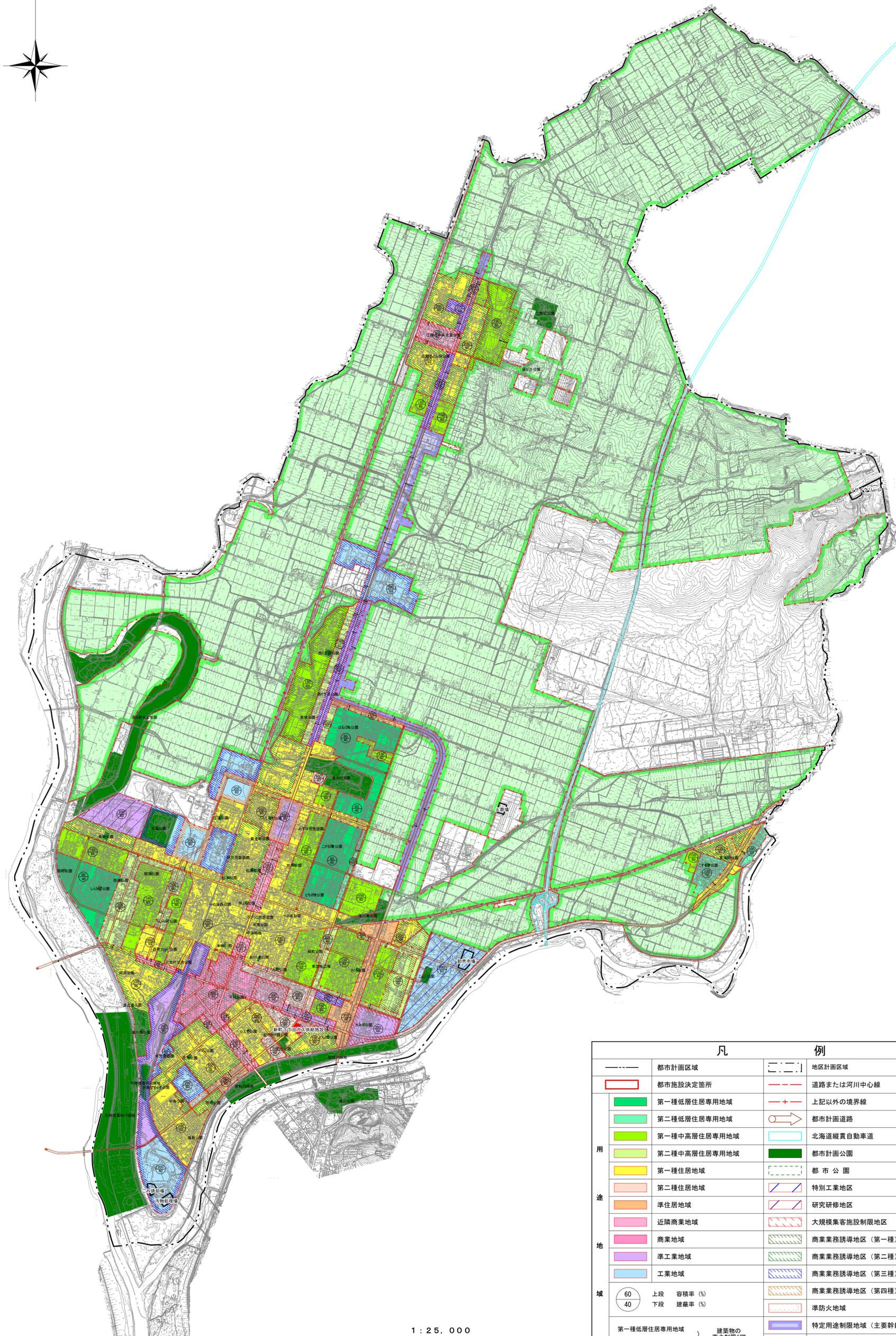
名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ガス供給施設			
1	新町3丁目ガス供給施設	滝川市新町3丁目11-5	約0.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

避難所となる公共施設へのガス供給を行うなど、公益性の高い施設であることから都市施設として決定する。

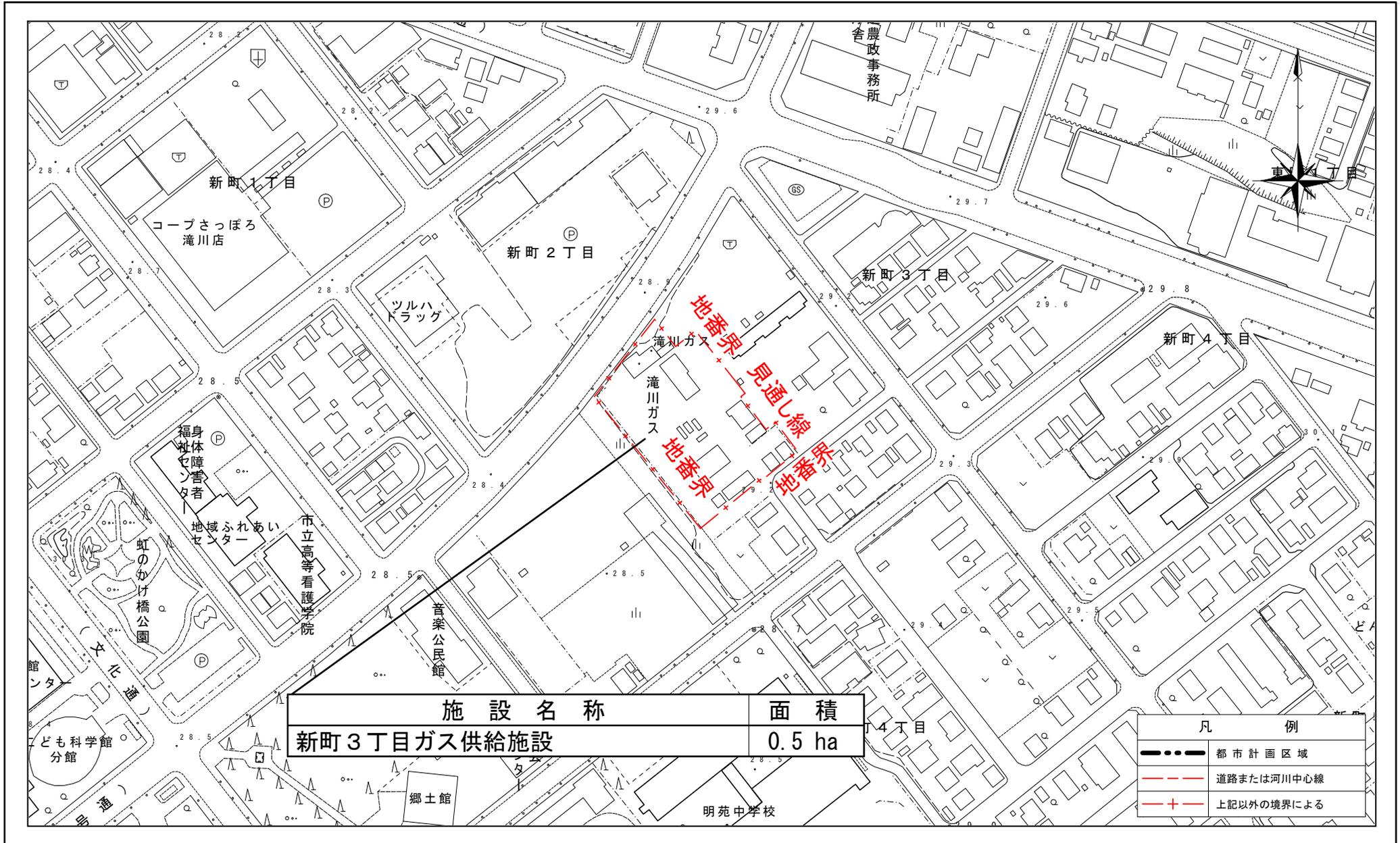
滝川都市計画 都市施設決定 総括図



1 : 25,000

凡		例	
——	都市計画区域	——	地区計画区域
□	都市施設決定箇所	---	道路または河川中心線
■	第一種低層住居専用地域	-+-	上記以外の境界線
■	第二種低層住居専用地域	→	都市計画道路
■	第一種中高層住居専用地域	→	北海道縦貫自動車道
■	第二種中高層住居専用地域	■	都市計画公園
■	第一種住居地域	■	都市公園
■	第二種住居地域	■	特別工業地区
■	準住居地域	■	研究研修地区
■	近隣商業地域	■	大規模集客施設制限地区
■	商業地域	■	商業業務誘導地区（第一種）
■	準工業地域	■	商業業務誘導地区（第二種）
■	工業地域	■	商業業務誘導地区（第三種）
○	60 上段 容積率 (%)	■	商業業務誘導地区（第四種）
○	40 下段 建蔽率 (%)	■	準防火地域
■	第一種低層住居専用地域	■	特定用途制限地域（主要幹線沿道地区）
■	第二種低層住居専用地域	■	特定用途制限地域（農村環境保全地区）
		■	建築物の高さ制限10M

滝川都市計画 都市施設 計画図



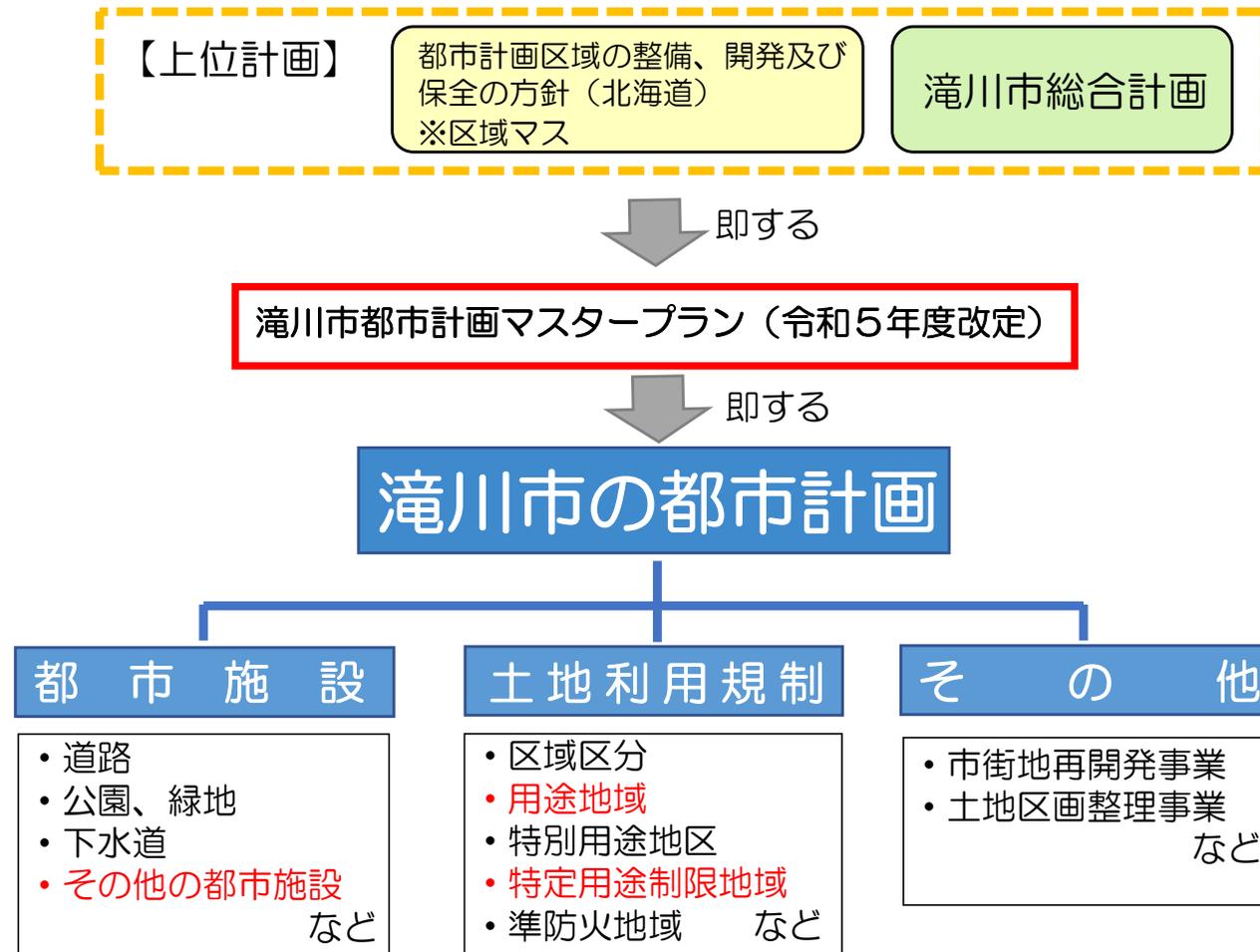
<説明資料>

滝川都市計画ガス供給施設の決定について

令和6年度 第1回滝川市都市計画審議会

令和6年7月23日

都市計画の変更（決定）について



※赤字は今回変更（決定）する都市計画

令和5年度に改定した滝川市都市計画マスタープランで新たに示した土地利用方針に基づき、都市計画を変更（決定）する。

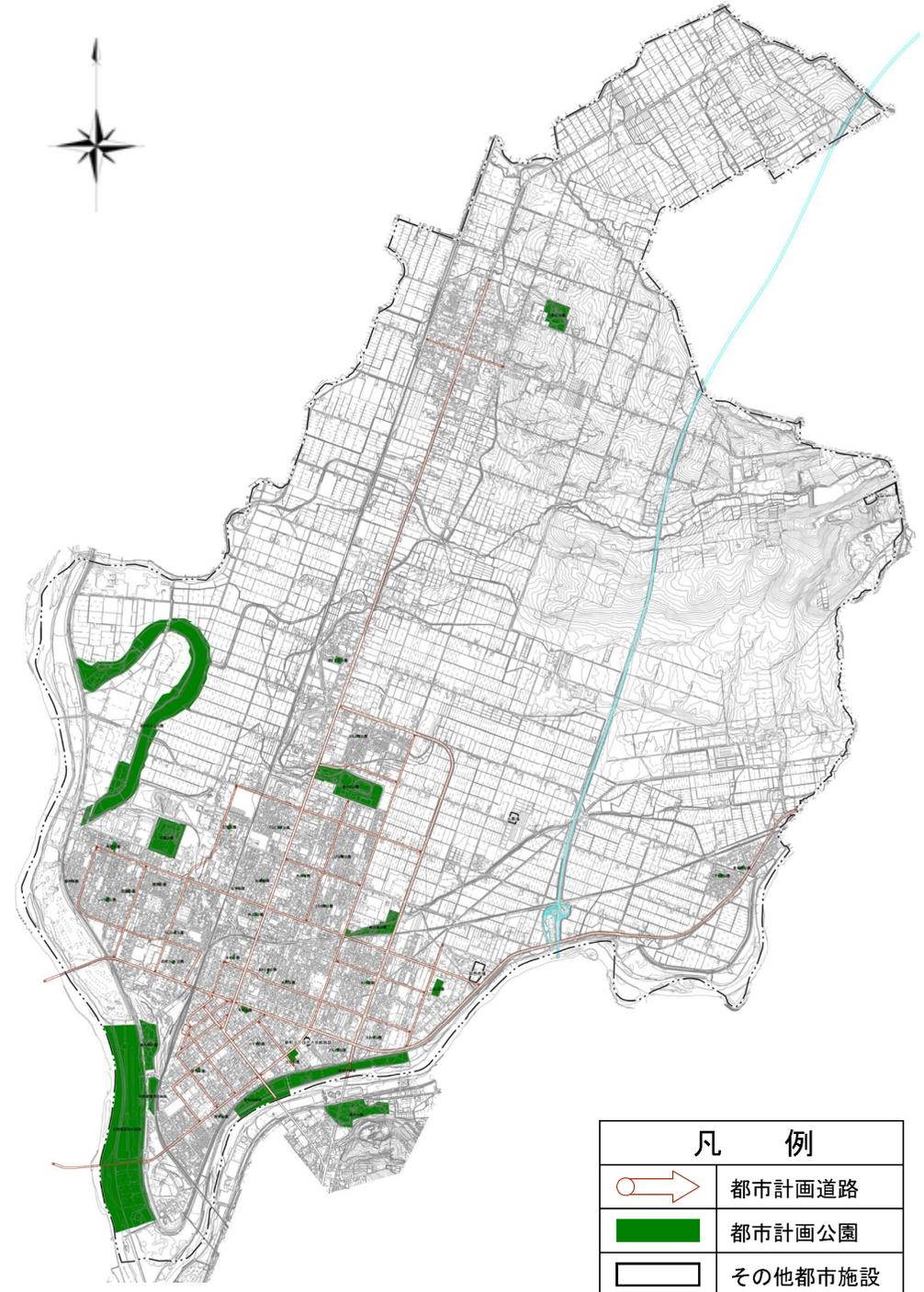
スケジュールについて

事 項	時 期
北海道都市計画課下協議	令和6年5月22日
滝川市都市計画審議会 (予備審査)	令和6年7月23日
パブリックコメント 土地所有者等への説明	令和6年9月上旬
北海道都市計画課事前協議	令和6年9月下旬～11月上旬
計画案の縦覧	令和6年11月下旬
滝川市都市計画審議会 (本審査)	令和6年12月下旬
北海道協議	令和7年1月中旬～下旬
決定告示	令和7年1月下旬

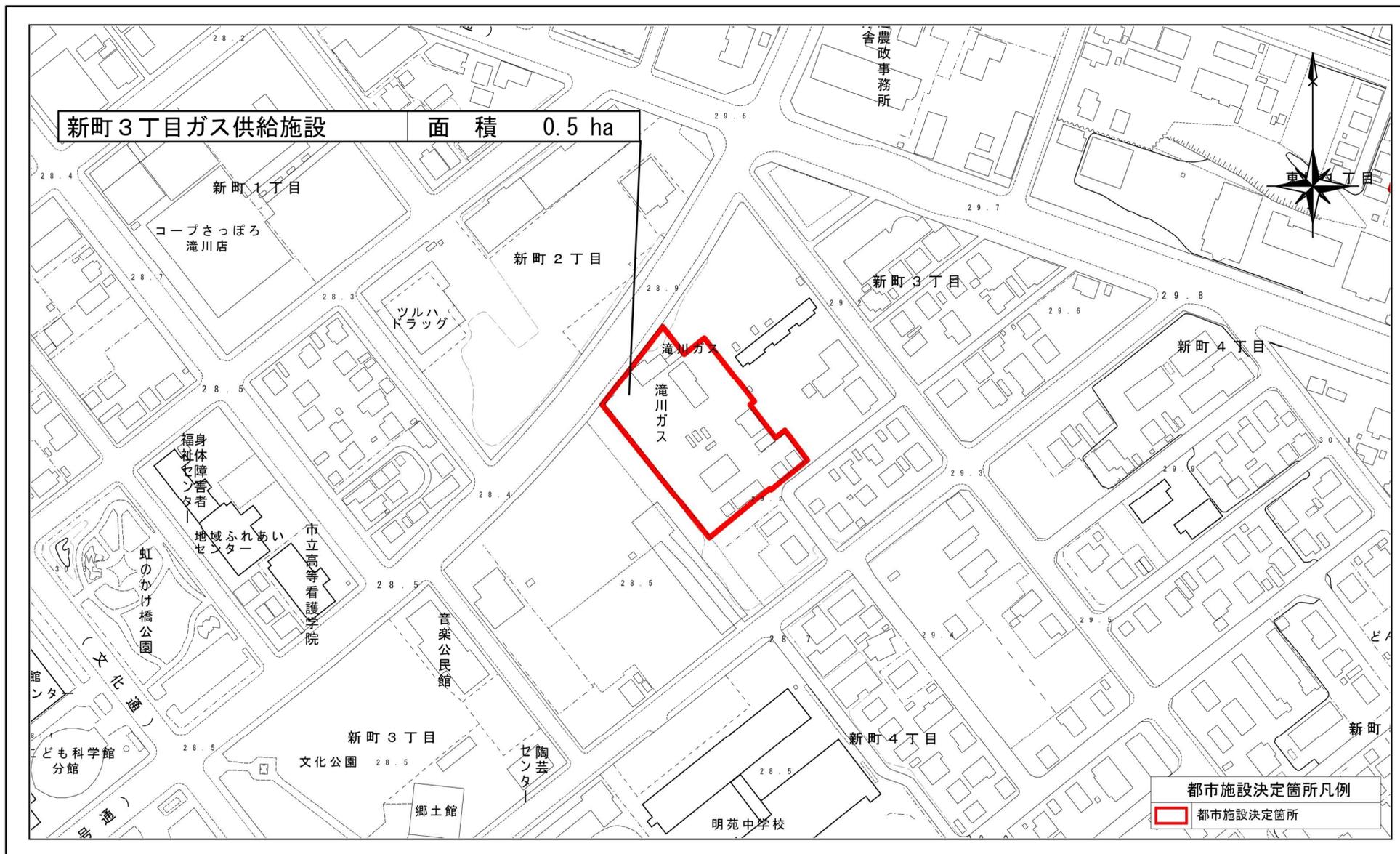
今後の作業スケジュール

都市施設とは

- ・ 都市施設とは、交通施設（道路、都市高速鉄道等）、公共空地（公園、緑地等）、供給処理施設（水道、ガス供給施設等）、市場、火葬場など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため施設。
- ・ 滝川市では、都市計画道路、都市計画公園、その他処理施設（リサイクルセンター）、卸売市場、火葬場等が都市計画決定されている。



滝川都市計画 都市施設 決定箇所図 【新町3丁目ガス供給施設】



1.都市計画決定の目的

近年、全国各地で大規模な地震が発生するなど、自然災害への危険性が高まっていることから、避難所となる公共施設へのガス供給を行うなど、公益性の高い施設である、新町3丁目ガス供給施設を都市施設として都市計画決定する。

2.都市計画決定の内容

滝川都市計画ガス供給施設に、「新町3丁目ガス供給施設」を決定する。